様式第18の7（第25条の7の3関係）

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる
卸電気通信役務の提供業務変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名　（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連絡先　（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更した年月日		
変更の理由		

注1　添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。
2　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第18の8（第25条の7の4関係）

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる
卸電気通信役務の提供業務廃止届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名　（自筆で記入したときは、押印を省略できる。名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連絡先　（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第38条の2の規定により、届け出ます。

廃止した年月日	
電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注1　「電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。
2　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

（電気通信事業会計規則の一部改正）

第二条　電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」の下に「特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「特定ドメイン名電気通信役務提供事業者」という。）並びに」を加える。

第二条中「指定電気通信役務提供事業者」の下に「、特定ドメイン名電気通信役務提供事業者」を加える。

第三条に次の1項を加える。

2　特定ドメイン名電気通信役務提供事業者（当該特定ドメイン名電気通信役務提供事業者が基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者又は禁止行為等規定適用事業者である場合を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする」とあるのは、「とする」とする。

第五条中「事業者は」を「事業者（次項に規定するものを除く。）は」に改め、「の各号」を削り、同条に次の1項を加える。

2　第三条第二項に規定する特定ドメイン名電気通信役務提供事業者は、別表第一の二によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の二の様式により貸借対照表及び損益計算書その他の財務諸表を作成しなければならない。

第六条の見出し中「の事業」の下に「及びドメイン名関連事業以外の事業」を加え、同条に次の一項を加える。

2　ドメイン名関連事業（入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務を提供する電気通信事業並びに当該電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理の事業その他のドメイン名に関連する事業をいう。以下同じ。）以外の事業に属する固定資産、収益又は費用であつて、別表第一の二及び別表第二の二に定めのないものについては、その内容を明示する科目を設けて整理しなければならない。

第十条第一項中「電気通信事業固定資産」の下に「及びドメイン名関連事業固定資産」を加え、同条第二項中「電気通信事業固定資産」の下に「及びドメイン名関連事業固定資産」を加え、「つぐ」を「都度」に改める。

第十一条中「以外の事業」の下に「又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業」を加える。

第十五条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　ドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

第十八条の見出しを「（収支の状況その他会計に関する事項の公表）」に改め、同条第一項中「第三十条第五項」を「第三十条第六項」に改め、「の各号」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十条第五項」を「第三十条第六項又は第三十九条の三第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十九条の三第三項の総務省令で定める事項は、別表第二の二の様式による次に掲げる財務諸表に記載する事項とする。

一　貸借対照表
二　損益計算書
三　個別注記表（株主資本等変動計算書に関する注記を除く。）

附則第二項及び第三項中「第五条第九号」を「第五条第一項第九号」に改める。